

通所型サービスAの創設について

八戸市福祉部高齢福祉課

※ 本資料は令和5年8月24日現在のもので、今後変更される可能性があります。

1

総合事業の目的・考え方

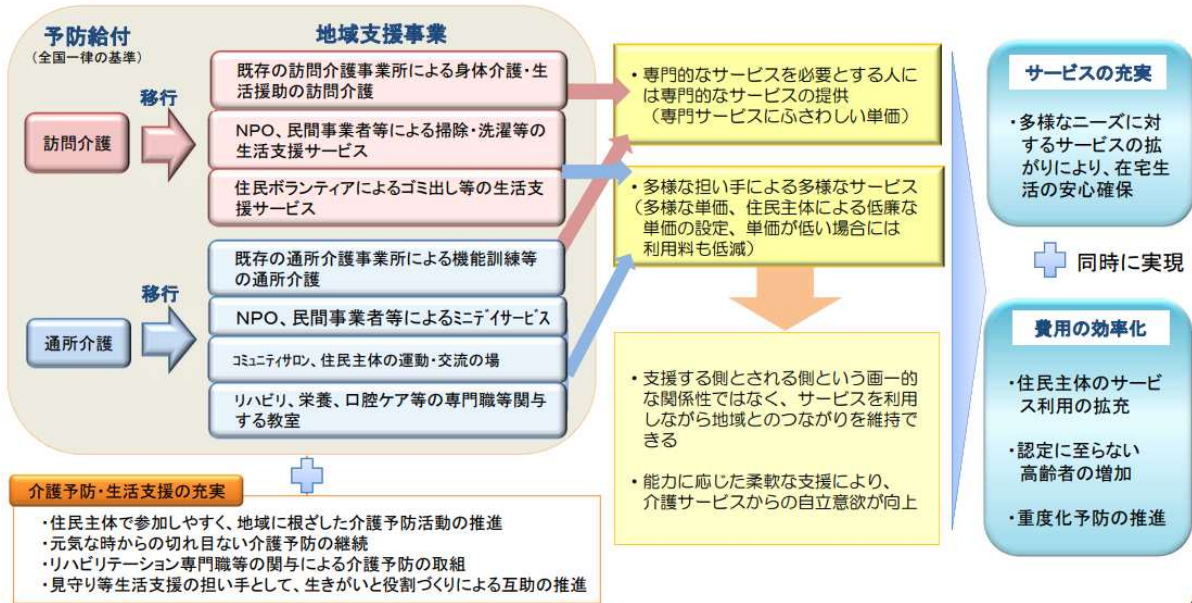
総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより抜粋

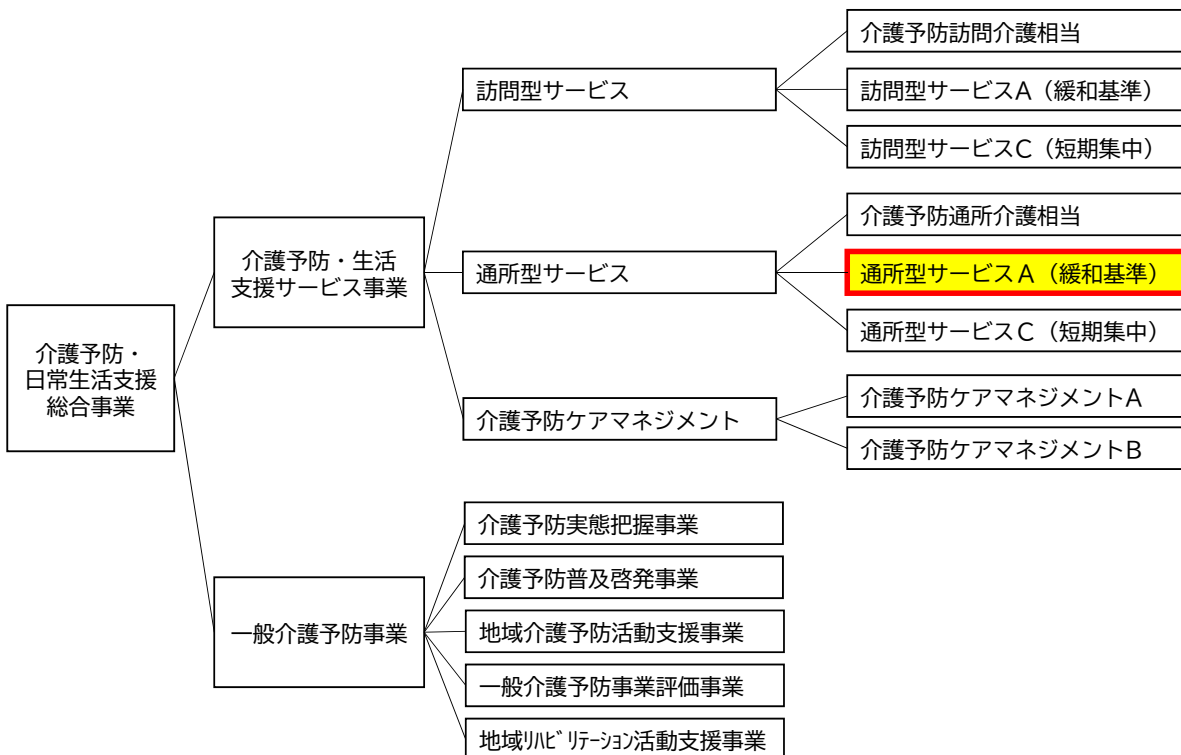
2

サービスの充実と費用の効率化を目指す

厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより抜粋



介護予防・日常生活支援総合事業の構成 (八戸市の場合)



要支援者等の通所サービスの需要に対応できていない

高齢者支援センターへのアンケート（令和4年度）結果から

- 新規利用者について、受け入れ可能な事業所を探すのが困難。支援・事業対象者の枠で断られたり、曜日を指定されたりする。
- 軽度者が多く集まれる通所が増えればよい。サークル活動や集いの場など紹介するが、送迎が無い事で利用に結びつかない。
- 短時間のデイサービスが提供されない地域がある。

5

通所型サービスA創設のねらい

今後、高齢者人口が引き続き増加する一方で、医療や介護の専門職の確保が困難になることが見込まれ、さらに高齢者を支え続けるための体制を構築する必要がある。

通所型サービスAの創設により、サービスの選択肢が広がり、多様なサービスの中から、必要なサービスを必要な利用者に提供し、心身の機能維持や改善に繋げ、限られた地域の介護資源の有効活用を図りたい。

6

通所型サービスAとは

介護予防通所介護相当サービスをもとに、人員・設備・運営等の基準を一部緩和したサービス。

- 看護職員・生活相談員・機能訓練指導員の配置は不要
- 利用時間は2～3時間で従来相当サービスより低単価
- 要支援1であっても週2回利用可能

7

通所型サービスAの利用対象者

要支援者・事業対象者のうち、多少の機能低下はあるが状態は安定しており、日常生活は概ね自立し、常時の専門職による介助を必要としていない方であって、閉じこもり予防、他者との交流、機能維持を目的とした運動が必要な方

8

通所型サービスの類型

	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	通所型サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操・運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
実施方法	事業所指定	・事業所指定 ・委託	補助(助成)	・直接実施 ・委託
基準	予防サービスに準じる	予防サービスの人員基準等を一部緩和	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者の例	通所介護事業者の従業者	主に雇用労働者+ボランティア活用可	ボランティア主体	保健・医療の専門職
実施有無	実施中	未実施	未実施	実施中(委託)

地域支援事業の実施について(令和4年3月28日厚生労働省老健局長)より

9

「通所介護相当サービス」と「通所型サービスA」の違い(1)

	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA(基準緩和・八戸市)
対象者	要支援1・2、事業対象者 心身の状態が不安定等で専門職による介助や関わりが必要な方	要支援1・2、事業対象者 <u>多少の機能低下はあるが、状態は安定しており日常生活は概ね自立し、常時の専門職による介助を必要としていない方</u>
サービス内容	・通所介護と同様のサービス ・生活機能の向上のための機能訓練	・ <u>ミニデイサービス</u> ・ <u>運動・レクリエーション等</u>
利用時間・回数	・通所介護と一体的に運営する場合は通所介護と同じ提供時間(3~8時間) ・週1回程度、週2回程度	<u>1回2~3時間程度、週2回まで</u>
単価	・事業対象者・要支援1・要支援2 週1回程度 1,672単位/月 ・事業対象者・要支援2 週2回程度 3,428単位/月 ・加算・減算 あり	・ <u>305単位/回</u> <u>(週1回程度 月5回まで)</u> <u>(週2回程度 月10回まで)</u> ・ <u>加算・減算 なし</u>
利用者負担	負担割合証に基づく額(1~3割)	
実施方法	事業者指定	
介護報酬の請求	国保連経由で審査・支払(A6コード)	国保連経由で審査・支払(<u>A7コード</u>)
限度額管理	対象・国保連で管理	

10

「通所介護相当サービス」と「通所型サービスA」の違い(2)

	予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和・八戸市）
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上、15~ 専従0.2/人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>管理者※1 専従1以上</u> ・<u>生活相談員 配置義務なし</u> ・<u>看護職員 配置義務なし※2</u> ・<u>従事者 ~15人 専従1以上、15~ 必要数</u> ・<u>機能訓練指導員 配置義務なし</u> ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可 ※2 利用者の急変時に対応できるよう、緊急時の主治医などの連絡先をあらかじめ把握するとともに緊急時の対応マニュアルを備えておくこと。
設備基準	食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） 静養室 相談室 事務室 消火設備その他非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品	<u>サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）</u> 消火設備その他非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 	

11

【参考】通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

	予防通所介護相当サービスと一体的に実施	通所サービスAと一体的に実施	
一体的に行う場合の「介護給付」の基準	人員 ○従前と同様、従事者が専従要件を満たしているときのみ、要支援者等と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす 管理者※ 常勤・専従1以上 生活相談員 専従1以上 看護職員 専従1以上 介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) 機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能 【例】利用者が要介護者20人、要支援者等10人の場合 ➡介護職員4人以上	○従事者が専従要件を満たしているときのみなし、 <u>要介護者数だけで介護給付の基準を満たすこととし、通所Aの利用者については基準緩和する。</u> 管理者※ 常勤・専従1以上 生活相談員 専従1以上 看護職員 専従1以上 介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) 機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能 【例】利用者が要介護者20人、要支援者等10人の場合 ➡ <u>介護職員2人+必要数</u>	
	設備 ○従前と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品		
	運営 ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等		
	備考	必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。	

12

【参考】他の自治体におけるサービス実施例

- 一日型の通所介護・通所介護相当サービスと通所型サービスA（午前中）を一体的に実施。
- 半日型の通所介護・通所介護相当サービスを午前中に、通所型サービスAを午後を実施。
- 通所介護・通所介護相当サービスを実施していない曜日に通所型サービスAを実施。

通所型サービスAのサービスコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A7	7101	通所型サービスA 1割負担 週1	通所型サービスA費 (独自/定率)	90%	305	1回につき
A7	7102	通所型サービスA 1割負担 週2		90%	305	
A7	7201	通所型サービスA 2割負担 週1		80%	305	
A7	7202	通所型サービスA 2割負担 週2		80%	305	
A7	7201	通所型サービスA 3割負担 週1		70%	305	
A7	7202	通所型サービスA 3割負担 週2		70%	305	

※ 国保連ではA7のコードについて所得段階の審査を行わないことから、負担割合別のサービスコードを設定する。

介護予防ケアマネジメントについて

- 通所介護相当サービスと通所型サービスAのどちらを位置づけるかの判断については、利用者の状態等を踏まえ適切なアセスメントに基づき行います。
- 同一事業所においても通所介護相当サービスから通所型サービスAに変更する場合は、サービス種別が異なることから、プランの軽微な変更とせず、サービス担当者会議の開催等必要な手順を踏んで行います。

15

今後のスケジュール

- 令和6年1月 基準要綱制定
通所型サービスA指定申請受付開始
- 令和6年3月 サービスコードマスタ公表
- 令和6年4月 通所型サービスA提供開始

通所型サービスAに関する御質問はこちらまでお願いします。

kikangata@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター

16